

公益財団法人献血供給事業団 定款

第 1 章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人献血供給事業団（以下「本事業団」という。）と称し、英文名を Donated Blood Distribution Foundation とする。

(事務所)

第2条 本事業団は、主たる事務所を東京都武蔵野市に置く。
2 本事業団は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

(目的)

第3条 本事業団は、血液由来製剤等を必要とする患者、医療関係者及び医療機関に対し総合的な血液供給事業を行い、献血血液による血液事業の円滑かつ適正な推進及び発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本事業団は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1) 血液由来製剤（その代替製剤を含むものとし、以下「血液製剤」という。）等の供給
(2) 血液製剤の需給に関する調査、研究
(3) 医療機関への血液製剤に関する情報提供
(4) 医療機関に対する血液製剤の適正使用のための啓発
(5) 献血思想の普及向上のための活動
(6) 献血血液の有効利用のための研究及び実践
(7) その他本事業団の目的を達成するために必要な事業
2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。ただし、血液製剤供給区域は、厚生労働大臣が定めるところによる。
3 第1項第1号の業務に関する血液製剤の製造者との契約内容については、事前に厚生労働大臣の同意を得なければならない。
4 本邦の血液事業の円滑な実施のため、厚生労働大臣から本事業団の血液事業に関し必要な指示があった場合はこれに従う。

(事業年度)

第5条 本事業団の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第 2 章 財産及び会計

(財産の種類)

第6条 本事業団の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、本事業団の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会及び評議員会で定めたものとする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産は、その2分の1以上を第4条第1項に定める事業に使用するものとし、その取扱いは、理事会の決議により別に定める。

(基本財産の維持及び処分)

第7条 本事業団は、基本財産の適正な維持及び管理に努めなければならない。

- 2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分しようとするとき又は担保に供するとき若しくは除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

(財産の管理及び運用)

第8条 本事業団の財産の管理及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める財産管理規程及び資産運用規程による。

(事業計画及び収支予算)

第9条 本事業団の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- 3 第1項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第10条 本事業団の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(6) 財産目録

- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- 3 前2項の書類等(定款を除く。)については、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。
- 4 本事業団は、第1項の定時評議員会の終結後遅滞なく、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

- 第11条 本事業団が資金の長期借入れ(当該事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除く。)をしようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を得なければならない。
- 2 本事業団が重要な財産の処分又は譲受けの場合にあっても、前項と同様の手続を経なければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

- 第12条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第10条第2項第4号の書類に記載するものとする。

(会計原則等)

- 第13条 本事業団の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。
- 2 本事業団の会計に関し必要な事項は、理事会において別に定める経理規程による。
 - 3 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、理事会の決議により別に定める。

第 3 章 評 議 員

(評議員)

- 第14条 本事業団に、評議員6人以上15人以内を置く。

(評議員の選任)

- 第15条 評議員は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 評議員を選任する場合は、認定法第5条第10号及び第11号の規定を準用する。
- 3 評議員は、本事業団の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 4 評議員に異動があったときは、2週間以内に変更の登記をし、登記事項証明書等を添付し、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(任期)

第16条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第14条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の解任)

第17条 評議員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(報酬等)

第18条 評議員に対し、毎年総額150万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員には、別に定めるところにより、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第4章 評議員会

(構成)

第19条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第20条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員の選任及び解任
- (2) 役員を選任及び解任
- (3) 役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びに財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認

(8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第21条 評議員会は、定時評議員会として年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(招集)

第22条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 前項による請求があったときは、会長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(議長)

第23条 評議員会の議長は、会議の都度、出席した評議員の互選により定める。

(決議)

第24条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、評議員として議決に加わることはできない。

3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上をもって行わなければならない。

(1) 評議員の解任

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 基本財産の処分又は除外の承認

(5) その他法令で定められた事項

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第29条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第25条 理事が、評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

2 前項の規定により評議員会の決議があったものとみなされた日から10年間、同項の書面又は電磁的記録を主たる事務所に備え置かなければならない。

- 3 評議員及び債権者は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。
 - (1) 前項の書面の閲覧又は謄写の請求
 - (2) 前項の電磁的記録に記録された事項を表示したものの閲覧又は謄写の請求
- 4 第1項の規定により定時評議員会の目的である事項のすべてについての提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされた場合には、その時に当該定時評議員会が終結したものとみなす。

(報告の省略)

第26条 理事が、評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第27条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人がこれに署名押印又は記名押印する。

(評議員会運営規則)

第28条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則によるものとする。

第 5 章 役 員 等

(役員の設置)

第29条 本事業団に、次の役員を置く。

- (1) 理事6人以上15人以内
- (2) 監事2人以内
- 2 理事のうち、3人以内を代表理事（会長、理事長及び専務理事）とする。
- 3 前項に定める代表理事以外の理事のうち、3人以内を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第197条が準用する第91条第1項第2号に規定する業務執行理事（常務理事3人以内）とすることができる。

(役員の選任)

第30条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 会長、理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。ただし、常務理事は、複数選定することができる。
- 3 監事は、本事業団の評議員又は理事若しくは使用人を兼ねることができない。

- 4 理事のうち、理事のいずれか1人とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 6 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に変更の登記をし、登記事項証明書等を添付し、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第31条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、本事業団を代表し、その業務を総理する。会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、その職務を理事長が代行する。
- 3 理事長は、本事業団を代表し、その業務を掌理する。理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、その職務を専務理事が代行する。
- 4 業務執行理事の権限は、理事会が別に定める理事の職務権限規程による。
- 5 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第32条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本事業団の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事の監査については、法令及びこの定款によるほか、監事全員により別に定める監事監査規程による。

(役員任期)

第33条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第29条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第34条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(報酬等)

第35条 役員に対し、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 前項の規定にかかわらず、役員には、別に定めるところにより、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(最高顧問及び顧問)

第36条 本事業団に、任意の機関として、最高顧問及び顧問若干人を置くことができる。

2 最高顧問及び顧問は、次の職務を行う。

(1) 理事長の相談に応じること

(2) 理事会から諮問された事項について意見を述べること

3 最高顧問及び顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 最高顧問及び顧問の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

5 最高顧問及び顧問は、無報酬とする。ただし、別に定めるところにより、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第 6 章 理 事 会

(構成)

第37条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第38条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

(1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定

(2) 本事業団の業務執行の決定

(3) 理事の職務の執行の監督

(4) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第39条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会で定めた順序により、理事長又は専務理事が理事会を招集する。

(議長)

第40条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

- 第41条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 2 前項前段の場合において、議長は、理事として議決に加わるができない。

(決議の省略)

- 第42条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案について、議決に加わることでできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

- 第43条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。
- 2 前項の規定は、第31条第5項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

- 第44条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議事録には、出席した代表理事及び監事がこれに署名押印又は記名押印する。

(理事会運営規則)

- 第45条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則によるものとする。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第46条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
- 2 法人法第200条第1項ただし書の規定にかかわらず、第3条の目的、第4条の事業、第15条の評議員の選任及び第17条の評議員の解任の規定を変更することができる。

(合併等)

- 第47条 本事業団は、評議員会において、議決に加わることでできる評議員の3分の2以上の決議により、他の法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。
- 2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第48条 本事業団は、基本財産の滅失による本事業団の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第49条 本事業団が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第50条 本事業団が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 8 章 事 務 局

(事務局)

第51条 本事業団の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 前項以外の職員は、理事長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第 9 章 公 告 の 方 法

(公告の方法)

第52条 本事業団の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第 10 章 補 則

(委任)

第53条 この定款に定めるもののほか、本事業団の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 本事業団の最初の役員は、次に掲げる者とする。

理事	笹川 堯	青木 繁之	白戸 恒勝	浅野 茂隆
	池田 康夫	幸道 秀樹	佐々木 知子	清水 勝
	清水 美津子	須藤 尚義	俵 国芳	中島 一格
	町 格			

監事 吹浦 忠正 守永 誠治

4 本事業団の最初の代表理事は、笹川 堯、青木 繁之及び白戸 恒勝とする。

5 本事業団の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

家西 悟	稲葉 頌一	大平 勝美	大給 乗龍
後藤 三郎	坂本 いづみ	笹川 和弘	佐藤 ときえ
前野 一雄	麦島 秀雄	湯浅 晋治	

附 則（第1回定時評議員会決議 一部改正 平成23年6月7日）

1 （事務局）第51条について一部改正。

2 この定款の一部改正は、平成23年6月7日から施行する。

附 則（第1回定時評議員会決議 一部改正 平成23年6月7日）

1 （事務所）第2条 主たる事務所の移転のため一部改正。

2 この定款の一部改正は、平成24年2月1日から施行する。

附 則（第4回定時評議員会決議 一部改正 平成25年6月12日）

1 （招集）第22条、（理事の職務及び権限）第31条、（招集）第39条、（議長）第40条 について一部改正。

2 この定款の一部改正は、平成25年6月12日から施行する。